

2024年11月27日

吸収分割に係る事前開示書面
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

東京都目黒区青葉台三丁目1番19号
株式会社 ZUU
代表取締役 富田 和成

当社は、2024年11月14日付けで、株式会社 NET MONEY（以下「承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結いたしました。よって、以下のとおり、本吸収分割に係る事前開示をいたします。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

承継会社は、本吸収分割に際して、新たに普通株式9,999株を発行し、当社に対してその全てを割当交付いたします。当社が承継会社の発行済株式の全てを所有しているため、交付株式数は、両社間の実質的な関係に影響を与えるものではなく、また、両社間の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。また、本吸収分割による承継会社の資本金及び準備金の増加額は、本吸収分割後の承継会社における資本政策等を考慮し、会社計算規則に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2のとおりです。

6. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

7. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はありません。

8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- ① 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2024 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本吸収分割の効力発生日までに当社の資産及び負債に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みに問題はないと判断しております。

- ② 承継会社における分割会社から承継される債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日（2024 年 11 月 13 日）現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を十分に上回っており、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、本吸収分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点、並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、承継会社が当社から承継する債務については、本吸収分割の効力発生日以後も履行の見込みに問題はないと判断しております。

吸収分割契約書

株式会社 ZUU（以下「**甲**」という。）及び株式会社 NET MONEY（以下「**乙**」という。）は、甲が本件対象事業（第 1 条において定義する。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本件分割**」という。）に関し、2024 年 11 月 14 日、以下のとおり契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

甲は、本件効力発生日（第 3 条において定義する。）をもって、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の送客メディア事業『NET MONEY』及び協業送客メディア事業（以下「**本件対象事業**」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。なお、本件対象事業に含まれる送客メディアは、次のとおりである。

- (1) NET MONEY <https://zuu.co.jp/media/>
- (2) PRESIDENT Growth <https://president.jp/growth/>
- (3) MY BEST CHOICE <https://hamee.co.jp/blog/>
- (4) wealth map <https://www.ifis.co.jp/wealth/>
- (5) お金と生活 <https://www.tottoribank.co.jp/money/>
- (6) クレジットカードのイマドキ！ <https://www.nissen-ncs.jp/media/>
- (7) ビジネスコンシェルジュ <https://www.onamae.com/business/>

※上記メディア以外に本件対象事業による送客メディアが存在した場合、当該メディア

第 2 条 （当事者の商号及び住所）

本件分割に係る吸収分割会社である甲と吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（甲）
商号：株式会社 ZUU
住所：東京都目黒区青葉台三丁目 1 番 19 号
- (2) 吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社 NET MONEY
住所：東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

第 3 条 （本件分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2025 年 1 月 1 日とする。但し、本件分割の手續の進行に応じて必要がある場合、甲及び乙

は、協議の上、合意により本件効力発生日を変更することができる。

第4条 (承継する権利義務)

1. 本件分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、本件効力発生日における別紙「承継対象権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「**本件承継対象権利義務**」という。）とする。
2. 本件分割に基づいて甲から乙に対して承継する債務については、乙がこれを全て免責的に引き受ける。当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をした場合（会社法第759条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含む。）には、甲は乙に対して当該負担の全額について求償することができる。

第5条 (分割対価)

乙は、本件分割に際し、甲に対して、本件承継対象権利義務の対価として、乙の普通株式9,999株を交付する。

第6条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本件分割によって増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が別途定める。

第7条 (本件分割の承認)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、本件効力発生日後においても本件対象事業に関する競業禁止義務を一切負わないものとする。

第9条 (事情変更)

本契約締結日から本件効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条 (管轄)

本契約の履行及び解釈に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決する。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。
または本書を電磁的に作成し、各当事者は記名押印に代わる電磁的処置を施した上、各々保管する。

2024年11月14日

(甲) 東京都目黒区青葉台三丁目1番19号
株式会社 ZUU
代表取締役 富田 和成



(乙) 東京都港区麻布台一丁目3番1号
株式会社 NET MONEY
代表取締役 樋口 拓郎



別紙

承継対象権利義務明細表

本件分割により甲が乙に対して承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は次のとおりとする。なお、甲及び乙が別途合意したものを除外すること、並びに、本件対象事業に付帯関連するものであって甲及び乙が別途合意したものを追加することを妨げない。

なお、乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 雇用契約

甲と本件対象事業に従事する甲の従業員との雇用契約の一切は、乙に承継されない。

2. 雇用契約以外の契約

本件対象事業のみに関して甲が締結している一切の契約（但し、雇用契約を除く。）のうち、本件効力発生日において有効である契約に係る契約上の地位並びに当該各契約に基づく一切の権利及び義務

以 上

別紙2 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(2024年11月13日現在) (単位:円)

科目		金額
資産の部	現金及び預金	10,000
	資産合計	10,000
負債及び純資産の部		0
	負債合計	0
	資本金	10,000
	純資産合計	10,000
	負債・純資産合計	10,000